

福井市はたちのつどい開催案内八ガキ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が作成する「福井市はたちのつどい開催案内八ガキ」(以下「案内八ガキ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 募集する広告の内容、規格、広告掲載料その他必要な事項については、別に定める内容とする。

(広告掲載の募集方法)

第3条 案内八ガキの広告掲載募集については、市のホームページや市政広報への掲載により行うものとする。

(広告掲載の申請)

第4条 案内八ガキに広告の掲載を希望するものは、市が別に定める期間内に、福井市はたちのつどい開催案内八ガキ広告掲載申請書(様式第1号)を市に提出するものとする。

(広告掲載の審査)

第5条 市は、前条の申請を受けた場合は、申請者及び広告原稿の内容について実施要綱に基づき、審査を行う。

2 市は、提出された広告原稿の内容が実施要綱に反すると判断した場合には、申請者に対し修正を求めることができる。

3 市は、提出された広告原稿の内容について不相当と判断した場合には、広告を掲載しない。

(広告掲載の決定)

第6条 市は、審査の結果、適当と認められる広告数が募集枠数を超える場合には、次の各号に定める優先順位により広告掲載を決定する。

(1) 提示金額の高いもの

(2) 第1号が同じ場合は、抽選による。

(決定通知書)

第7条 市は、広告の掲載の可否について、福井市はたちのつどい開催案内八ガキ広告掲載決定通知書(以下「決定通知書」という。)等(様式第2号)により通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第 8 条 広告掲載の契約を締結したもの(以下「広告主」という。)は、決定通知書受理後及び広告掲載期間中に掲載内容の変更が必要と判断した場合は、直ちに協議するものとする。

2 前項の変更による損害が発生した場合は、その原因者が賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第 9 条 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、全て自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 市は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告掲載事業を廃止するとき。

(2) 広告主が実施要綱第 7 条に該当することとなったとき。

(3) 広告主の都合により広告掲載を取りやめるとき。

2 市は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消す場合には、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号による取消しに係る経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、広告主と別に協議を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。